

## 解説

## 第14回国際社会福祉会議から —社会福祉と人権—

中村 優一 日本社会事業大学

国際社会福祉協議会 International Council on Social Welfare は、社会福祉の領域における最大の民間・非政治的かつ宗教色のない世界団体である。ニューヨークに本部を置き、三つの地域事務局をもち、48カ国に国内委員会がある。日本国内委員会もその有力なメンバーの一つであり、日本の含まれる地域をカバーするのは東南アジアおよび西太平洋地域事

務局（インドのボンベイ在）である。

同協議会の主催する行事のうち最大のものが、1年おきに行なわれる国際社会福祉会議 International Conference on Social Welfare である。そして、その第14回国会議が1968年8月18日から24日まで、北欧フィンランドの首都ヘルシンキで開催された。この第1回国会議が国際社会事業会議の名のもとにパリで行なわ



れたのは1928年のことであったから、ちょうどまる40年を経過したことになる。10年前の1958年には、第9回国会議が東京で行なわれた。

ヘルシンキ会議の主題は「社会福祉と人権」であった。これは1968年という年が、国際連合による世界人権宣言 Universal Declaration of Human Rights の採択(1948年12月10日)以来満20年にあたるということで、国際人権年とされたことを記念したものである。この会議に参加した国は全部で63、その中には共産圏からの初参加国チェコスロバキア、東ドイツ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニアが含まれていた。会議参加者の総数は2,100人余、わが国からは50人をこえる大代表団が出席した。会議の行なわれた場所は、ヘルシンキ郊外のオタニエミ町にある国立工科大学であった。

会議の構成は、6つの委員会、13の研究部会、その他数多くの総会、一般集会、特別集会等から成っており、その全貌はいずれ出版される会議議事録で見る以外に方法はないが、以下では、本会議の中核部分ともいいうべ

き六つの委員会のとりあげた問題とその要旨を紹介する。

#### 第1委員会 人権と社会福祉の価値と究極目的についての比較的考察

＜論点＞ 人権宣言のもつ倫理的・政治的意義。個人的権利と社会的権利。権利の両立性と優先権の問題。個人に対してと社会に対しての社会福祉の目的。個人的権利に対して社会が課す承認と制限。人権の立場から見た価値と社会福祉を規定する価値の間の葛藤と調整。社会防衛と個人の自由の概念。法のもつ静的性格と社会構造および価値の発展。社会による介入の制限としての人権——特に社会福祉の分野において。国・地域・イデオロギー・文化体系などによる概念の差異。

＜報告要旨＞ 本委員会は、まず、国連世界人権宣言と社会福祉の一般概念が西洋的世界の発想によるものであること、その基本理念は東西両洋にとって共通のものであるとしても、今後さらに東洋の考え方の中にも、とるべきものが含まれているのではないかという問題を吟味してみる必要があることを確認した。この点に関し、東南アジアの代表から

東洋的特殊性を示すものとして二つの点が指摘された。その第一は、東洋では緊密な家族制度の紐帯のネットワークの中で、すべての家族成員が保護されているという点である。

(ただし、筆者はこの点について大きな疑問を抱いている。国際会議の席上、東南アジアからの出席者は、よく“家族制度の美風”を持ち出す傾向があるが、それが東洋世界固有の超歴史的なよい制度であるという評価を下すのはどうかと思う。)

第二の点は、東洋において人間は自然界の不可欠の一部分として見られ、その人間性が尊重されているということである。

委員会は、いわゆる“開発途上”の社会の国民が、いわゆる“開発された社会”の生み出した果実の分け前にあずかるべきだというよりも、その果実に参与することに关心をもっていることを確認した。また世界人権宣言の価値が不滅であることの根拠は、それが人間の個人的存在として同時に、社会的な存在としての基本的価値を強調している点に求めることができる。しかしながら、観念としては承認されるにいたった人権が、現実に世界各地でどの程度実現を見ているかというこ

とになると、はなはだ理想からは遠い状態である。このギャップの穴埋めのために、社会保障・社会福祉の政策立案および実施に関与する人びとは、一段と努力する責任がある。

人権と社会福祉に関して考えなければならない大事なことは、社会福祉のサービスを必要としている人がそれを受けたということは、権利の問題であって、恩恵ではないということである。また、社会福祉に関与する人と社会福祉を受ける人とのあいだに、人権保障という観点から見ての、もっと積極的で有効なコミュニケーションの通路が開かれていくなければならない。

#### 第2委員会 人権と社会福祉および社会経済的発展の段階

＜論点＞ 経済的要因と人権、特に社会権との関係。物質的富の増大と優先性の問題。経済成長のもつ均等化のはたらきとその限界。租税および社会保険等の手段による社会的再配分。公的行政と私的社会福祉機関(民間団体)、社会的サービスの官僚制度化と人権、その利点と欠点。人権の促進に影響を及ぼす社会文化的要因。人権宣言にうたわれた

教育の権利が、どう社会的施策のうえに反映、実現されているか。職業訓練および高等教育の機会。マス・メディアの影響。社会的施策の発展と人権の促進における市民参加。

＜報告要旨＞ 第二委員会は、国の中の政策において経済開発と社会開発の均衡が必要であること、そのための理念的ガイドラインとして世界人権宣言の意義を評価しなければならないことを認めながらも、人権保障をどの程度具体化することができるかについては、それぞれの国の経済発展の度合いを無視して理念を先行させることはできない。したがってその点についてわれわれは現実的でなければならぬことが強調された。この点に関して、ユーゴースラビアの代表である婦人の経済学者が、一つの指標として1人あたり国民所得（PCI）を挙げ、PCI 200ドルと600ドルのところに線を引いて、それぞれの段階における社会開発の望ましい目標を提示したことが注目された。その説くところによればPCI 200ドルに満たない段階では、経済開発による雇用の機会の創出、一般教育や公衆衛生の充実にもっぱら力が注がれなければな

らない。PCI 600ドルを超えるにいたって、初めて全国民対象の社会保障を現実に具体化する展望が開けてくる。PCI 200～600ドルの段階はその中間の水準で、一部の層に対する社会保障を特権的なものとして充実させておくのでなく、PCI 600ドル以上の段階でのそれへの展望をもって社会的施策が講じられなければならないとする趣旨のものであった。そして、この点に関しての委員会の一一致した結論は、世界人権宣言に打ち出された諸権利のうちで社会権に属するものの具現化は、それぞれの国の社会経済的発展の水準に応じたものでなければならない、ということであった。

そのほか、社会開発計画の効果測定は、方法論がひじょうに難しいけれども、一般市民や財政当局の理解をえるためにはどうしても充実される必要があること、青年層を“疎外”から守り、社会経済開発の政策決定や実施の過程に積極的に参加させるようとする必要があること、富裕国の開発途上国に対する援助は、恣意的かつ恩恵的ではなく、受益国のニードにふさわしいものとして行なわれなけ

ればならないこと、経済発展の程度に応じて適切な最低所得水準が決定されねばならないこと、失業に対しては、雇用の機会の増大とともに職業訓練や職業指導の態勢を整備すること、開発国においては技術革新に対応する再訓練を強化すること、などが確認された。

### 第3委員会 人権の享有・行使という見地から見た社会福祉

＜論点＞ 社会福祉と安全、自由、尊厳および人格の発展。社会福祉とその制度および利用者のすべてがその権利を行使し、みずから責任を果たすことができるようするため社会福祉がその利用者に与えている、もしくは、与えるべき援助。「自立不能」“dependency”的状態にある人々の人権の保護、たとえば、病人、心身障害者、保護を要する児童・青少年、移民、人種的・言語的・宗教的少数民族。特定の権利をはぐ奪された人たち（収監中の親権をはぐ奪された親）あるいは、特定の義務を課せられている人（医療上の検診など）。児童の権利宣言。現代社会における婦人の権利。

＜報告要旨＞ 世界人権宣言に規定された

社会的権利こそ、社会福祉制度の存在の根拠を示すものであることを、まず確認することが大切である。すべての人に社会権を公平に確保するためには、その社会の刻々に変化するニードに対応して、国が動的に介入する責任を果たさなければならない。その際、人権と社会的正義の概念が、それ自体動的なものであることが理解されねばならない。

社会福祉の前提として、人間としての尊厳を保ち個人の責任を果たすことを可能ならしめるだけの最低生活水準をすべての人に保障することを含む、国の包括的な社会的目標が明示されなければならない。また、この線で国は立法や行政の仕組みや過程を進歩させる努力を怠ってはならない。同時にまた、人権というものは開明的に教育された市民によって、その要求と責任にもとづき確保されるものであることを忘れてはならない。

社会福祉のサービスの企画と運営にあたっては、そのユーザー（利用者）の選択の自由と積極的参加の原則を導入することが、人権保障のための不可欠の要件である。

社会福祉事業の運営において、しばしば、

ソーシャル・ワーカーは社会福祉と人権のあいだの葛藤にぶつかることがある。かかる場合、ソーシャル・ワーカーには、その職業倫理に従って対象者の人権を最大限に守るとともに、必要に応じて社会的変化をもたらすような努力をすることが要請される。

社会福祉サービスの運営における地方分権の原則が承認されねばならない。ただし、地域格差を是正するための国の配慮が必要なことは、いうまでもない。

#### 第4委員会 地域社会のための社会福祉と個人の権利との調和の問題

＜論点＞ 特定集団、異なる地域社会および一般的な意味における社会の保護を目的とする社会福祉。制限された社会、すなわち、個人が（すんで受けられたにせよ）既存の厳格な規則にしばられる社会における人権のよう護、たとえば、病院、老人ホーム、教育施設、宗教団体、軍隊、官僚制度、特定個人の保護ということを理由として、どの程度その個人の自由を制限することができるか。

＜報告要旨＞ この世に生をうけた者についての基本的権利は、何よりもまず生活その

ものへの権利であることを確認せねばならない。

児童の基本権としては、適切な栄養、保健のサービスがえられること、親の愛情に満ちた保護（それがえられない場合は、それに代わる適当な代理者の保護）のもとに育成されること、教育を受けること、その弱さと無経験のゆえに虐待を受けかねないような場合に保護が受けられること、などである。学齢前と否とを問わず、保育のニードをいかに充足するかは大きな問題である。

何らかの理由で子どもを親から分離せざるをえない場合が生ずるとしても、分離の手続きは慎重に、しかも、家庭生活に代るものを見据するようにした上で行なわなければならない。また児童も成人と同じように、裁判所に対し自己の立場を主張する法的権利、および法律的助言を受ける権利をもっている。

移民、移住等の理由で少数集団に属すこととなった家庭やそのメンバーに対しても、その社会の固有の構成員と同じ社会保障・社会福祉への権利が認められてしかるべきである。

老人福祉の部面では、老人が福祉のサービスを自由に選択する権利が認められなければならない。また老人、成人、青年を問わず、福祉サービスの方針決定や運営の過程に積極的に参加できるようなみちを開くことにつき検討する必要がある。

#### 第5委員会 社会事業、社会福祉の方法や技術と人権のよう護

＜論点＞ 人権に関係のある仕事をするソーシャル・ワーカーの専門的訓練。社会事業の基本原則と人権との関係でのその応用、社会事業の方法——ケース・ワーク、グループ・ワーク、コミュニティ・ディベロップメント、社会調査、ソーシャル・ワーカーと権威の利用。諸専門職業活動、たとえば、医療社会サービス、家庭福祉、産業社会福祉、児童保護などにおけるソーシャル・ワーカーの地位の分析と人権のよう護。ソーシャル・ワーカーの職業倫理。

＜報告要旨＞ ソーシャル・ワーカーの役割は、①自分の責任範囲にある社会的サービスの提供者として、②自分の属する社会的制度の構成員として、③自分の属するコミュニ

ティの一部分として、の三つの局面で考えることができる。ソーシャル・ワーカーの訓練にあたっては、これらの諸局面でのワーカーの責任を明らかにすることが大切である。特に社会的諸施策については、十分に教えるようすべきである。世界人権宣言研究も、カリキュラムの中に含まれるべきである。

ソーシャル・ワーカーは、人権感覚において敏感な人でなければならない。社会福祉関係のボランティアについても、同じことがいえる。

ソーシャル・ワーカーは、対象者のもつ経済的な意味での最低生活の権利のみでなく、その生活の社会的側面における権利についても広い理解をもたなければならぬ。

ソーシャル・ワーカーはまた、社会の改善変革のための媒体になることが要請される。その倫理綱領については、人権の理念に照らして各国ごとに慎重な再検討が必要である。この点に関し、国際社会福祉協議会は、加盟国のソーシャル・ワーカーに対する積極的な援助の手をのべる必要がある。

#### 第6委員会 社会福祉制度と人権

＜論点＞ 政府機関、その組織と管理運営。社会保障、社会扶助および、その他医療社会的、教育的、社会文化的などの社会福祉諸分野における社会的サービス。人権促進におけるその役割。民間施設とその人権促進に果たす役割。社会行政と広報活動。人権よう護のための諸機構と社会福祉諸機関。憲法前文などの法的意味——特に社会的問題に関連して。統治機関（議会など）。司法、行政機関。個人的権利と社会的権利のあいだの相剋の解決（立法例）。国際協定の適用。社会福祉の分野における国際的団体および組織とその人的促進に果たす役割。

＜報告要旨＞ この委員会は、市民の福祉に関する人権を保障する第一義的かつ究極的責任は政府にあるということを確認した。ただしこのことは、地方の状況を無視した過度の中央集権化をよしとするものではないし、地方自治の意義を否定するものでもない。

社会福祉の分野における人権保障にあたって、適切な方針と事業計画を策定することを可能にするような企画機関の設立を考慮する必要があるかもしれない。

また、特に人権という観点から見ての福祉のサービスの評価を目的とする仕組みと、福祉サービスについての不服を審査する手続きやそのための機関を設けることについて検討する必要がある。市民が不服申立を遠慮なく迅速かつ簡単に行なえるよう考慮すべきである。

コミュニティと社会福祉機関を結びつける方法としては、機関の方針決定や管理の過程にユーザーを含めた市民の参加を求めるここと、そのコミュニティの中から福祉に理解のある職員を雇い入れること等が考えられる。さらに、コミュニティ内の社会福祉機関相互間、社会福祉機関と他の種類の機関や制度との間に、人権に照らしてサービスの統合が期せられるよう何らかの調整がなされて然るべきである。

なお本大会の開催中ちょうど真中の日にあたる8月21日（水曜日）、ソ連軍がチェコに侵入したというショッキングなニュースが伝えられた。そのため会議はまる二日間ぐらい恐慌状態を呈した。これまで政治的な決議や

行動をしないという方針をとってきた会議としては初めてその伝統を破り、翌22日大会の名において次のような決議電報を国連のウ・タント事務総長宛に送ったのである。国際社会福祉会議がいまだかつて経験したことのない、劇的なできごとであったというべきであろう。

「ヘルシンキにおいて、63カ国から2,000人余の代表およびその他の参加者をえて開催され、『社会福祉と人権』の主題を検討中の国際社会福祉協議会第14回大会は、一主権国家が軍隊によって侵入されたという報道に深い関心を寄せるものである。かかる行動は国際連合憲章にそむくものであり、人権に関する国際的協約に反するものである。

かかる悲劇的状況の下において、本大会は、人権の原理を固守することを厳粛に再確認し、世界中その時と場所とを問わず人権を侵略せんとするすべての試みに対し、非難の矢を向ける意思のあることを表明する。本大会は、すべての人が、みずからその生命、自由、安全への権利を守ることを

無条件に支持する。

本協議会は、国際連合が、再度かつ緊急に、物質的力の濫用によって人権を侵害するという罪を犯したすべての政府に対し、かかる行動を中止するよう勧告すべきことを訴える。本大会は、国際法の尊重と、すべての国民の自己決定のみが、人権の保障を確実なものにし、社会福祉と人権の基礎を提供しうるものであることを確信する。」

また次回の第15回大会は、1970年9月にマニラで開催されることが決定している。そこで決議される予定の主題は、表現が最終的な決定を見ていなければ、「社会開発への社会福祉の参加——そのための方策」“New Strategies for Social Welfare's Participation in Social Development”を仮題とし、内容としては、1960年代の10年間における社会福祉や社会開発の動きをふりかえってみて、その後を批判的に検討し、そこから来るべき70年代の新しい展望をえたいということに大体決定をみている。